

試験会場番号		
--------	--	--

第〇〇回（見本）

社会福祉法人経営実務検定試験

問題用紙

ガバナンス

（令和7年〇〇月〇日施行）

- ◇問題用紙及び解答用紙の指定の欄に試験会場番号・受験番号と氏名を記入してください。
 - ◇受験票を机の通路側に見えるように置いてください。
 - ◇机の上には筆記用具、電卓、腕時計、受験票以外は置かないでください。
 - ◇会場内では携帯電話の電源をお切りください。
 - ◇解答は楷書で明瞭にご記入ください。文字の判別ができない場合や誤字・脱字・略字は不正解とします。
 - ◇解答欄には解答以外の記入はしないでください。解答以外の記入がある場合には不正解とします。
 - ◇金額は3桁ごとにカンマ「,」を記入してください。3桁ごとにカンマ「,」が付されていない場合には不正解とします。
 - ◇検定試験は各級とも1科目100点を満点とし、全科目得点70点以上を合格とします。ただし、各級・各科目とも、設問のうちひとつでも0点の大問がある場合には不合格とします。
 - ◇試験時間は45分です。
 - ◇途中退室は開始30分後から終了10分前の間にできます。途中退室された場合は再入室することはできません。
- なお、体調のすぐれない方は試験監督係員にお申し出ください。
- ◇試験開始時間までに、裏表紙の注意事項もお読みください。
 - ◇問題用紙・解答用紙・計算用紙はすべて回収し、返却はいたしません。
 - ◇問題と標準解答を12月〇日（月）午後5時に、（一財）総合福祉研究会ホームページにて発表します。
 - ◇合否結果は1月下旬ごろインターネット上のマイページで各自ご確認ください。なお、個別の採点内容や得点等についてはお答えいたしかねますのでご了承ください。

本問は、見本問題です。
本試験の大問数は3問ですが、大問中の問題数は本試験では異なる場合があります。
また、大問の得点は、見本問題と同じです。
試験時間は、45分ですので解答にあたって。時間配分にご注意ください。

受験 番号		氏 名	
----------	--	--------	--

共催 一般財団法人総合福祉研究会
公益社団法人全国経理教育協会
後援 厚生労働省

1

(30 点)

社会福祉法人に関する下記の文章の内容が正しいものには○、間違っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- (1) 社会福祉法人は、設立の登記をすることによって成立する。
- (2) 自立支援給付費を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害者支援施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業又は公益事業へ資金を繰り入れることができる。
- (3) 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所において、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有としなければならない。
- (4) 理事長以外の理事が職務を代理し及び理事長が代理者を選定する旨の定款の定めは、有効である。
- (5) 同一労働・同一賃金とは、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者（無期雇用フルタイム労働者）と非正規雇用労働者（有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者）との間の不合理な待遇差の解消を目指すものである。
- (6) 理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったとみなす旨を定款に規定している場合において、監事が異議を唱えない場合に限り理事会の決議は省略することができる。
- (7) 公益事業の事業規模は、社会福祉事業の規模を超えることはできず、この判断は事業活動内訳表（会計基準省令第2号第2様式）におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断すべきものとされている。
- (8) 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みとして、事業所・施設において苦情解決責任者、苦情受付担当者を任命し、第三者委員を設置する必要がある。
- (9) 「現況報告書」の§14「ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」について、記帳代行業務を行っている税理士を記載することができる。
- (10) 社会福祉充実計画の確認は、業務委託を行っている公認会計士・税理士やこれらの資格を有する役職員（理事長を除く）でも可能である。

2

(30点)

以下の(1)～(15)の文章の()にあてはまるものとして適切なものを選んで、解答欄に記入しなさい。

(1) 社会福祉法人は、その()を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。

(ア 設立認可証 イ 定款 ウ 登記簿謄本 エ 就業規則)

(2) 社会福祉法人は、定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、社会福祉法人その他()を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(ア 医療事業 イ 社会福祉事業 ウ 公益事業 エ 収益事業)

(3) 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な()を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。

(ア 資金 イ 資格 ウ 識見 エ 経験)

(4) 定時評議員会は、()一定の時期に招集しなければならない。

(ア 毎会計年度の終了後 イ 毎会計年度の終了までに
ウ 毎会計年度の開始までに エ 毎会計年度の開始後)

(5) 評議員総数7名のうち1名が欠席した場合の、普通決議事項の成立要件は、()以上の賛成多数を要する。

(ア 2名 イ 4名 ウ 5名 エ 3名)

(6) 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の()(これを上回る割合を定款で定めていない場合)が出席し、その()(これを上回る割合を定款で定めていない場合)をもって行う。

(ア 過半数 イ 2分の1 ウ 3分の2 エ 3分の1)

- (7) 理事会の議事については、厚生労働省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならないが、理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に（ ）。
- (ア 反対したものと推定する イ 賛成したものとみなす
ウ 賛成したものと推定する エ 反対したものとみなす)
- (8) 理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、その権限に加えた制限は、（ ）対抗することができない。
- (ア 善意の第三者に イ 第三者からは ウ 裁判所を除いて エ 誰にも)
- (9) 職員が事業場においてケガを負った場合に、医療機関で使用する保険制度は、（ ）である。
- (ア 雇用保険 イ 労災保険 ウ 健康保険 エ PL保険)
- (10) 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支給しなければならないこととされており、源泉所得税や社会保険料のように法令に別段の定めのあるもの以外のものを賃金から控除する場合には、労働基準法（ ）の規定に基づく協定が必要である。
- (ア 第12条 イ 第24条 ウ 第36条 エ 第25条)
- (11) 監事として不適当であると判断するための基準は、原則として、前年度から当該年度までの間において（ ）者であることによることとされている。
- (ア 理事会を1回欠席している イ 理事会を2回以上続けて欠席している
ウ 理事会に遅刻したことがある エ 理事会を途中退席したことがある)
- (12) 食料品・物品等の買入に係る随意契約を行う場合、予定価格が（ ）を超えない場合には、2社の業者からの見積りを徴し比較することで契約することができる。
- (ア 250万円 イ 160万円 ウ 100万円 エ 50万円)
- (13) 社会福祉法人の現況報告書等の集約結果（2021年度版）によると、サービス活動増減差額率の中央値は2.36%となっており、仮に、サービス活動増減差額が472万円だとすると、サービス活動収益合計は（ ）百万円となる。
- (ア 20 イ 200 ウ 2,000 エ 250)

(14) 次に掲げる項目のうち、正しいものをすべて解答欄に記入しなさい。

- ア 全ての社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事、監事会及び会計監査人を置かなければならない。
- イ 定款で定めた評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- ウ 会計監査人は、理事会の決議によって選任する。
- エ 役員の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を伸長することを妨げない。
- オ 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(15) 社会福祉法人の理事長及び業務執行理事は（ ） 自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎会計年度に四月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りではない。

- ア ２年に１回
- イ 少なくとも年に１回
- ウ 必要と判断した場合のみ
- エ ３か月に１回以上

3

(40 点)

下記の(1)～(15)の文章の()に当てはまる文言をア～エのうちから1つ選んで解答欄に記入しなさい。

- (1) 社会福祉法人が社会福祉施設を設置し第一種社会福祉事業を開始するためには、()に
対して必要事項の届出をし、許可を受ける必要がある。
- ア 厚生労働大臣 イ 都道府県知事 ウ 地方厚生局長 エ 税務署長
- (2) 社会福祉法人の定款の記載事項のうち、役員の定数その他役員に関する事項は()である。
- ア 必要的記載事項 イ 相対的記載事項 ウ 記載禁止事項 エ 任意的記載事項
- (3) 社会福祉法人の各理事と特殊の関係にある者及び当該理事の合計が、理事総数の()
(上限は当該理事を含めずに3人)を超えてはならない。
- ア 3分の2 イ 2分の1 ウ 3分の1 エ 5分の4
- (4) 社会福祉法人の理事長及び業務執行理事は、()、自己の職務の執行の状況を理事会に
報告しなければならない。
- ア 3か月に1回以上
イ 少なくとも年に1回
ウ 毎月
エ 2年に1回
- (5) 社会福祉法人の理事又は監事の任期は、選任後()に終了する会計年度のうち最終の
ものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任することが可能である。
- ア 4年以内 イ 2年以内 ウ 3年以内 エ 5年以内
- (6) 特定社会福祉法人は、定款に会計監査人の設置について()。
- ア 定めることができる
イ 定めなければならない
ウ 定めないことができる
エ 定めるよう努めなければならない
- (7) 退職手当の適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算、支払いの方法、退職手当の支
払いの時期に関する事項は就業規則の()である。
- ア 絶対的記載事項 イ 記載禁止事項 ウ 相対的記載事項 エ 任意的記載事項
- (8) 社会福祉法人の職員の休日労働が8時間を超えた場合、8時間超の労働に対して()の
割増賃金の支払いが必要となる。なお、深夜労働は行っていないものとする。
- ア 35% イ 25% ウ 60% エ 45%

- (9) 介護保険の被保険者（加入者）のうち、40 歳以上 65 歳未満の人で（ ）の加入者は第 2 号被保険者となる。
- ア 厚生年金保険 イ 雇用保険 ウ 医療保険 エ 生命保険
- (10) 社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを（ ）。
- ア 提供しなければならない
イ 積極的に提供しなければならない
ウ 積極的に提供するよう努めなければならない
エ 提供するように努めなければならない
- (11) （ ）個人情報を取得する時は、本人の同意が必要である。
- ア 特定 イ 要配慮 ウ 要注意 エ 要保護
- (12) 社会福祉法人は、（ ）について、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、公表しなければならない。
- ア 現況報告書
イ 事業計画書
ウ 財産目録
エ 監事の意見を記載した書類
- (13) 理事会の権限である法人の業務執行の決定のうち、（ ）は理事長に委任することができる。
- ア 予算の執行
イ 内部管理体制の整備
ウ 役員等の損害賠償責任の一部免除
エ 多額の借財
- (14) 社会福祉施設を経営しない法人は、設立時にその後の事業継続を可能とする財政基盤を有する必要がある、原則として（ ）以上の資産を基本財産として有していなければならない。
- ア 100 万円 イ 1,000 万円 ウ 1 億円 エ 2 億円
- (15) 令和 2 年社会福祉法の改正により創設された社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人等を社員として、相互の業務連携を推進する法人として設立され、所轄庁の認定を受けた一般社団法人であり、自らが（ ）を行うことはできない。
- ア 公益事業 イ 収益事業 ウ 社会福祉事業 エ 地域公益事業

注意事項

- ◇この問題用紙及び解答用紙の中では、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年 3 月 31 日／厚生労働省令第 79 号）と、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成 28 年 3 月 31 日／雇児発 0331 第 15 号・社援発 0331 第 39 号・老発 0331 第 45 号）及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」（平成 28 年 3 月 31 日／雇児総発 0331 第 7 号・社援基発 0331 第 2 号・障障発 0331 第 2 号・老総発 0331 第 4 号）を総称して、「会計基準」と表記している。解答に当たっては、令和 7 年 4 月 1 日現在の「会計基準」に基づいて答えなさい。
- ◇問題は大問 1 から大問 3 までであるので注意すること。なお、問題文は金額単位を省略して表示している場合があるので、特に指示のない限り、金額を解答する際には単位を省略して算用数字で示すこと（漢数字や 2 千などの表記は不正解とする）。また、解答がマイナスになる場合には、数字の前に「△」をつけて「△1,000」のように記載すること。

試験会場番号		
--------	--	--

第〇〇回（見本）
社会福祉法人経営実務検定試験
解答用紙

ガバナンス

（令和 7 年 12 月〇日施行）

受験 番号		氏 名		得 点	
----------	--	--------	--	--------	--

共催 一般財団法人総合福祉研究会
公益社団法人全国経理教育協会
後援 厚生労働省

1

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)

1	
---	--

2

解答欄

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)

2	
---	--

3

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
(15)						

3	
---	--

第〇〇回 (見本) 社会福祉法人経営実務検定試験

標準解答

ガバナンス

(令和7年12月〇日施行)

受験 番号		氏 名		得 点	100
----------	--	--------	--	--------	-----

共催 一般財団法人総合福祉研究会
公益社団法人全国経理教育協会
後援 厚生労働省

1

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
○	○	○	×	○	○	○	○	×	○

1	30
---	----

2

解答欄

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
イ	イ	ウ	ア	イ
(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
ア	ウ	ア	イ	イ
(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
イ	イ	イ	イ、オ	エ

2	30
---	----

3

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
イ	ア	ウ	ア	イ	イ	ウ
(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
ア	ウ	ウ	イ	ア	ア	ウ
(15)						
ウ						

3	40
---	----